

えせ同和行為の現状と警察の対策について

1 えせ同和行為の現状

- 昭和50年代後半から60年代にかけて、暴力団が、警察の取締りを逃れるため、政治活動や同和運動などの大義名分を掲げ、これを「隠れ蓑」にする傾向が顕著に。
- 警察では、えせ同和行為者等を「社会運動標ぼうゴロ」と位置付け、対策を推進。
- 政府を挙げた総合的な対策、企業のコンプライアンス意識の高まり、暴力団の資金獲得活動の変容等により、えせ同和行為は減少傾向(注1)。

(注1) 社会運動標ぼうゴロの数：820人(H18)⇒530人(H28)

2 警察の対策

(1) 徹底した取締り

警察では、社会運動標ぼうゴロを暴力団対策の対象として位置付け、取締りを推進。

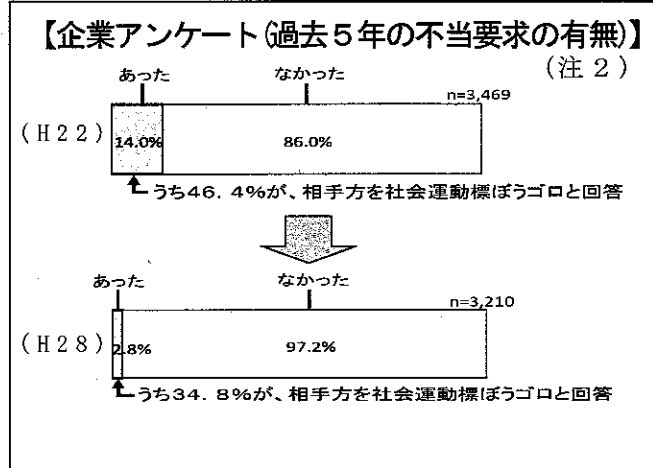
【最近の検挙事例】

被疑者が、年金受給資格を得るには生活保護の受給期間が不足していたのに、不足分の期間も生活保護を受給していた旨の証明をさせる目的で、同和団体の幹部を装い、市職員を脅迫した事例

(2) 企業・行政機関における関係遮断の支援と組織的対応の指導

- 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(H19犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)に基づく関係遮断を支援。
- 「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」等を開催。

(注2) 全国暴力追放運動推進センター、
日本弁護士連合会民事介入暴力対策
委員会及び警察庁により実施



(3) 相談体制の整備と保護対策の徹底

- 都道府県警察や都道府県暴力追放運動推進センターにおいて相談体制を整備。
- 各弁護士会民事介入暴力対策委員会との緊密な連携。
- 被害者等関係者の安全確保のため、保護対策を実施。